

教会が子どもの権利を守るために
「性的暴力への対応の手引き」

INDEX

はじめに.....	2
1. 子どもへの性的虐待とは	4
2. 子どもへの性的虐待はどれくらい起きているのか.....	4
3. 性的虐待にあうということ.....	5
4. 性的虐待の加害者とは.....	6
5. 性被害者への支援.....	7
6. 子どもが性的虐待にあったとき.....	7
7. 性被害にあった子どもの心理	8
8. 子どもの様子が変だと思ったら.....	9
9. 子どもを守るために私たちができること	10
10. 性被害からの回復のために.....	11
11. 相談を受ける人の心構え.....	11
12. 日本の法制度.....	13
13. 教会・施設内の対応.....	13
おわりに.....	15
資料.....	17

添付資料

1. 司教団メッセージ「子どもの性的虐待に関するメッセージ」
2. 子どもの権利条約（日本ユニセフ協会抄訳）
<http://www.unicef.or.jp/kenri/syouyaku.htm>

はじめに

2002年6月に日本カトリック司教団が発表した「子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ」を受け、2003年2月「聖職者による児童性的虐待への対応」と題する司教のためのガイドラインが作成されました。それには「社会の中で救いのしるしであるべき教会は、弱い立場に置かれている子どもたちを守り、育てていくことが重要な責務であり、喜びであるはずで、教会はこの原点に絶えず立ちかえり、子どもたちへの具体的な奉仕を果たしていかなければなりません」¹と述べられています。このガイドラインを受けて、それぞれの教区で性的暴力（子どもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメントなど）への対応に取り組むことになりました。

2003年10月16日に出された使徒的勸告『神の民の牧者』のなかで、教皇ヨハネ・パウロ二世は「福音のあかしそのものを傷つけるような犯罪が生じた場合、とくにそれが教会の奉仕者によって行われた場合に、司教は断固、決然とした態度で臨み、公正で私心のない判断を行わなければなりません。司教は、定められた教会法規に従って、ただちに介入する義務があります。それは、聖なる奉仕者を矯正し、その霊的な善となるよう計らいながら、損害の補償と、正義と回復を行い、また、被害者を守り、救済するために必要なあらゆることを行うためです」²と述べています。

子どもへの性的虐待は、「子どもを守る」という福音の要請に対する裏切りであり、決して見過ごすことはできません。福音の立場はあくまで、「小さい者、無力な・寄る辺ない人」を大切にする姿勢ですから、性被害者の側に立って、その苦しみを受け止め、必要な助けの手をさしのべることが、教会のとるべき基本の姿勢です。³

具体的性暴力被害事例は当該教区が対応すべきことですが、司教団としては教会内における性暴力を根絶するための啓発を目指して、カトリック中央協議

¹ 「聖職者による児童性的虐待への対応」司教のためのガイドラインより引用

² 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勸告『神の民の牧者』p64-65

³ 「聖職者による児童性的虐待への対応」司教のためのガイドラインより引用

会内に「子どもと女性の権利擁護のためのデスク」を設置しました。このデスクは教会におけるセクシュアル・ハラスメントに関するアンケートを行い、それに基づいて2006年に「セクシュアル・ハラスメントに気づくことから」と題する小冊子を全教会に配布し啓発に努めました。

今回は、性被害、特に子どもへの性的虐待の対応について、「司教のためのガイドライン」をもとにして簡単にまとめてみました。性被害の予防と早期発見、性被害者（サバイバー）の回復のため、また被害者への二次被害⁴を出さないために、本書を活用して教会共同体で学習を深め、具体的な動きにつなげていただければ幸いです。

なお、最終頁に関係書籍や諸団体リスト等を掲載しましたのでご参照下さい。

⁴ 周囲の人々の反応が被害者を更に苦しめる結果となる場合があります。興味本位の関心、加害者への同情、被害者の行動を責める、加害者の責任を問わないまま「赦し」を求めることは、被害者を苦しめるだけです。

1. 子どもへの性的虐待とは⁵

子どもに対して行われる性的行為のすべてが性的虐待です。子どもの同意がある性的行為でも一定年齢に達していない子どもの場合は、性的虐待とみなされます。

性的虐待は性被害、性虐待、性暴力、セクシュアル・アブユーズなどということばで表され、具体的には次ぎのような行為です。

- a. 強姦、その他の性的行為の強要・誘導・教唆、行為者の欲求を満たす意図での性器・性交を子どもに見せる、わいせつな言葉を言うこと等。
- b. ポルノグラフィーの被写体にする、子どもに性的行為をさせて人に見せる、子どもに売買春行為をさせる等の性的搾取のこと。

2. 子どもへの性的虐待はどれくらい起きているのか

性的虐待は頻繁に起きています。しかし性的虐待の多くは外傷がないため、第三者からは発見されにくく、また被害者も家族も沈黙することが多いので、なかなか表面化しません。

- a. 日本における初めての全国調査（1998年）によると、18歳未満の女子の39.4%、男子の10%、13歳未満の女子の15.6%、男子の5.7%が性的被害を受けています。（対象は18歳以上39歳以下の女性5,000人、男性2,000人。回答が得られたのは女性1,282人、男性299人）⁶
- b. 2007年、全国の児童相談所に寄せられた保護者が加害者となる性的虐待は1,293件で、警察庁の統計では同年に20歳未満の子が被害者になった強姦・強制わいせつ事件は4,791件、児童買春・ポルノ事件の被害児童は1,419人で、表面化したものだけでもこれだけあります。⁷

⁵ 「子どもへの性的虐待」森田ゆり著 岩波新書 1155 P6 参照

⁶ 「子どもへの性的虐待」森田ゆり著 岩波新書 1155 P7 参照

⁷ 2008年12月3日朝日新聞 参照

3. 性的虐待にあうということ

子どもも高齢者も男性も性的虐待の対象になります。女性だけが性的虐待にあうわけではありません。すべての性被害者は長期にわたってダメージを受けます。

- a. 性的虐待を受けると、恥ずかしさ、怒り、抑うつ、恐れ、不安、無力感、喪失感、自責の念にかられる等々、生きづらさを抱えてしまうことがあります。これらの症状をPTSD(心的外傷後ストレス障害)と言います。
- b. 性的虐待を受けた子どもはセクシュアリティ(性的感情と性的認識)に大きな混乱を引き起こします。
- c. 男性は強さを求められるジェンダー⁸のため、女性よりも傷つかないという偏見がありますが、男性が女性にくらべて心の傷が少ないということはありません。
- d. 性的虐待を受けた男子にとって、人に相談するということはなかなか難しいことです。それは「こんなことをされる男子がいるわけがない」と思いこみ、羞恥心、孤独感を強くもってしまうからです。
- e. 大人になってから子ども時代に受けた性的虐待の後遺症に苦しむ人も数多くいます。

⁸ 生まれながらの生物学的な性別＝セックス(Sex)というのに対し、生まれた後に社会的・文化的につくられる性別のことをジェンダー(Gender)と言います。

4. 性的虐待の加害者とは

性的虐待の加害者は年齢、性別、職業、民族、性嗜好などに関係なく、被害者に対して肉体的、権威的、経済的、社会的に優位な立場にあります。

- a. 加害者は、見知らぬ人ではなく、子どもに対し最も大きな影響力を及ぼす親、保護者、親戚、親のような立場で子どもに接する大人が大半です。(幼稚園、学校、障害児や子どものための施設、教会など)
- b. 性的虐待の加害者の大半は男性ですが、女性の加害者も存在します。
- c. ペドファイル⁹とは、子どもを自らの性的欲求の対象にする病理を持つ人々のことです。一人の加害者が100人、200人、ときには500人もの被害者を出すこともあります。¹⁰
- d. 子どもが性的虐待の加害者となることがあります。その場合は、その子自身の情緒的、身体的、性的な安心と安定の境界線がしばしば侵害され、加害者であると同時に被害者であると考えられます。



⁹ 「性的に未成熟な小児を性対象として選択する異常性欲の一種のこと」慶応大学加藤久雄研究室 ホームページ <http://www.law.keio.ac.jp/~hatch> 参照

¹⁰ 引用「子どもへの性的虐待」森田ゆり著岩波新書 1155 P46

5. 性被害者への支援

周囲の人々の反応が被害者のその後の人生に大きな影響を与える可能性がある
ので、周囲の人々が正しい知識をもつことが必要です。

- a. 被害者の気持ちや体験をありのままに受けとめましょう。
- b. 被害者には何の責任もないということを保障することが大切です。「あなたは悪くない」と繰り返し伝えましょう。
- c. 被害にあった人を孤立させないことです。
- d. 子どもへの性虐待の場合、非加害親（多くは母親）からの信頼とケアが心の回復に重要です。加害者には毅然とした態度を取る一方で、子どもの話しに共感を示し、持続的に子どもに寄り添い支える役割を果たせるように、非加害親を支援することが、援助の重要なカギになります。
- e. 経験を積んだ熟練の専門職や自助グループなど、安心と安全を確保できる場を提供しましょう。
- f. 適切な援助を行えるようネットワークを拡げましょう。

6. 子どもが性的虐待にあったとき

子どもが性的虐待にあっているか否かを見分けるために、普段とは違う小さな変化を見逃さないことです。

- a. 食事、睡眠、トイレなど日常生活に普段とは異なる重要な変化が起きる。
- b. 過食・拒食等の摂食障害や、多動・乱暴、非行、問題行動をする。
- c. 怯えたり不機嫌になったり、急にまとわりつく、泣きだすなど情緒が不安定になる。
- d. 特定の人を見ると落ち着かなくなったり、特定の場所に行くのを嫌がるようになったりする。
- e. 年齢不相応な性的な言動、性的な遊びが急に増える。
- f. 過度の自慰や人前での自慰をするようになる。

7. 性被害にあった子どもの心理¹¹

性的虐待を受けた子どもたちは、性的虐待の事実を秘密にしようとします。
そして、しばしば加害者を守ろうとします。

- a. 自分は無力で状況を変えることはできないと思っている。
- b. 加害者を含めた周りの大人への期待・要請に合わせよう、順応しようとする。
- c. 暴行を受けたことを認めたがらない。または事実関係が矛盾した証言をする。
- d. 暴行されたと認めたあとでその事実を取り消す。
- e. 事実関係が矛盾している話をすることがある。
- f. 自分を援助、救出しようとしている援助者に対して、ときには拒否や攻撃の言動をとる。
- g. 自分が性的虐待を受けたとは思っていない。
- h. 特に加害者が保護者の場合は、憎しみよりも愛着をもっていることが多い。
- i. 自分が悪かったと思いきむ。
- j. 加害者や家族が自分のことで困った立場に立たされるのではないかと不安を感じる。
- k. 性的虐待が実証されてしまったら、自分はどうなるのか、という恐れをもつ。

¹¹ 引用「子どもへの性的虐待」森田ゆり著 岩波新書 1155 p.16

8. 子どもの様子が変わったと思ったら

虐待を受けた子どもの回復にとって重要な決め手となるのは、なるべく早い段階で話しをしっかりと聴いてくれる人、援助をしてくれる人に会えるか否かです。

- a. 気になる変化が見られたときは、子どもが安心して話せるような場を提供しましょう。
- b. 子どものそのときのさまざまな気持ちに共感することが大切です。子どもの気持ちに寄り添い、子どもの気持ちをありのままを受け止めましょう。子どもを非難するような言葉（「なぜ、逃げなかったの?」「そんなこと、あるわけないでしょう」…etc）は決して言わないように注意してください。
- c. 子どもに「あなたを信じる」「あなたは悪くない」というメッセージを言葉と態度で伝え、安心感を与えましょう。
- d. 子どもに性的虐待の後遺症が残らないようにセラピーを提供することが理想です。早い段階から専門家やサポート機関、電話相談などを探しましょう。
- e. 子どもの安全を確保するため、親や家族が加害者であっても、早急に加害者から引き離す必要があります。
- f. 性的虐待を受けている子どもを発見した人は、児童相談所へ通告する義務があります（児童虐待の防止等に関する法律第6条）¹²。通告には虐待の疑いがあればよく、虐待の証拠は不要です。「通告」とは、「虐待されているかもしれないと思う子どもがいます。心配なので調べてください」と児童相談所へ願いでることです¹³。

¹² 第六条（児童虐待に係る通告）児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

¹³ 引用「子どもへの性的虐待」森田ゆり著 岩波新書 1155 p.139

9. 子どもを守るために私たちができること

- a. 「子どもへの暴力防止 (CAP) プログラム¹⁴」を利用しましょう。
- b. 子どもの年齢にあった性教育 (絵本の読み聴かせ) を実施しましょう。
- c. 子どもに次のことを伝えましょう。

♠ プライベートゾーン

身体の中なかで、水着で隠すところは、お医者さんに診察してもらう時などの場合以外は、他人が (たとえ家族であっても) 勝手に触れてはいけないこと。

♠ NO

嫌なことをされたら「イヤ」と言っても良いこと。

♠ GO

嫌なことをされたら、逃げる、大声を出すこと。

♠ TELL

信頼できる人に話すこと。親や先生に受け入れてもらえなかったら、話を聞いてもらえる人に出会えるまで話すこと。「これは秘密だから、誰にも言っちゃダメだよ」と脅かされても、間違った秘密は守らなくても良いこと。



¹⁴ CAPはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止プログラム)の略で、そのプログラムはわかりやすい人権概念を教え、また子どもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力に対して何ができるかを子ども、親、教職員、地域の人々に教えるものです。CAPスペシャリストは、子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から身を守るための知識や技術を持つことを願ってCAPの普及活動を各地で展開しています。

10. 性被害からの回復のために

人と人との尊重し合う関わりの中から安心感が生まれ、自分の中に乗り越える力が生まれます。安心感のある環境で、感情や記憶をあるがままに表現していくことでトラウマが解消されていくことが期待できます。

- a. 被害者は、自分は被害を受けたのだからケアを受けようとするのが大切です。そして、性的虐待の影響から癒され、人間のいのちの全体性（身体的・情緒的・霊的）を回復することが可能であることを信じましょう。
- b. 経験を積んだ熟練の専門職や自助グループなど、自分の安心と安全を確保できる場に助けを求めましょう。性被害の事実を安心して話すことのできる自助グループは回復のために大変有効です。
- c. 性的虐待とその回復について丁寧に説明された書物を参考にしましょう。

11. 相談を受ける人の心構え

被害者はやっとの思いで相談にきています。サポートを必要としています。ですから、後回しにせず迅速な対応が重要です。

被害者は孤立しがちです。「自分が言っていることを本当に信用してもらえるだろうか」ということを一番恐れています。あくまでも被害者の側に立って味方になることが大切です。

- a. 被害者の話にじっくり耳を傾け、信頼関係を築きましょう。
- b. 質問をする場合は、何の目的で質問しているのかを確認し、被害者のためになる質問のみをし、相談を受ける側の好奇心で質問をしないことが大切です。
- c. 相手が子どもの場合、以下のことに注意しましょう。
 - ・ 質問は「誰が何をした」だけで十分です。「どこで」「いつ」「どんなふうに」「どうやって」は、子どもが語るままに聴くにとどめます。動揺

や嫌悪感、怒りなどは表さないようにします。

- ・ 出来ない約束をしないことです。「これは秘密にして」と言われても、「誰にも言わないですむことはもちろん言わないけれど、あなたの安全を守るために、助けてくれる人たちだけには相談しないといけない」と説明する必要があります。
 - ・ 質問の仕方においてより慎重になることが必要です。それは後で裁判になった場合、相談をした人に誘導された、という疑惑が起きやすいからです。
 - ・ 子どもが性被害の話を繰り返さなくて済むように配慮が必要です。刑事問題となる可能性がある場合は、相談した後、警察官や検察にまた同じ話をしなくてはならないので、最初の段階で細かいことまで聞くことは避けるべきです。性的虐待が起きたかもしれない、といったことがわかった時点で専門家につなげることが必要です。
- d. 男の子の場合、羞恥心・孤立感が強く、自分の被害体験を人に相談することが難しいことを理解しましょう。
- e. 被害者が本来の力を取り戻せるように寄り添うことが大事です。自分の身に起きたことを人から信じてもらえ、共感してもらえることで、自分自身の中にある本来の力を取り戻すことができます。過去を塗り替えることはできなくても、自分を信じ新しい出発ができるよう支援することが大切です。
- f. 「相談したのに却って傷が深まってしまった」という対応をしてしまわないよう、相談を受ける者としての役割を自覚することが重要です。

1 2. 日本の法制度

- a. 日本の場合、刑法第176条（強制わいせつ罪）¹⁵において13歳未満の児童に対するわいせつ行為を犯罪とする旨定められています。また、刑法177条¹⁶により13歳未満の児童との性行為にはただちに強姦罪が適用されず。
- b. 児童虐待防止法、児童買春・児童ポルノ防止法、児童福祉法、各都道府県レベルの条例等があります。
- c. 虐待を受けている児童を発見した人は、児童相談所への通告義務があります（児童虐待の防止等に関する法律第6条）¹⁷。

1 3. 教会・施設内の対応

子どもへの性的虐待が犯罪行為である以上、被害者が司直に告訴する権利を妨げてはなりません。

- a. 教会・施設内の対応システムの整備が早急に求められます。
 - ①. 対応の最終解決責任者を明確にしておく。
 - ②. 学校、幼稚園、保育園、その他子どものための施設、教会の管理責任者は、性被害者からの申し立てがあった場合、組織防衛を優先するのではなく、加害者および被害者側からの面接を早急におこない、事実調査を迅速に行う。
 - ③. 事業主¹⁸は相談窓口¹⁹を通して第三者機関²⁰に調査を要請す

¹⁵ 第176条(強制わいせつ)13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

¹⁶ 第177条(強姦) 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫(かんいん)した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

¹⁷ 前出(注4)

¹⁸ 厚生労働省は2006年「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を出しました。また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第2節で事業主の講ずべき措置が定められています。教会では、各教区長がこの事業主に該当します。

¹⁹ 相談窓口については各教区事務所に直接お問い合わせ下さい。

る。

- b. 第三者調査機関には以下のことが求められます。
- ①. 構成メンバーには、人権意識が高く、きわめて公正かつ誠実な人を選出する。
 - ②. 性的虐待の申し立てについて調査し、その信憑性の有無を審査し、訴えられた人への聞き取りを行う。被害の申し立てについての相談受付と対応には、人権への配慮を十分にする。そして被害者の立場に立つという基本を大切にしながら、その上で性的虐待の申し立てについて調査し、その信憑性の有無を審査する。
 - ③. 調査結果を当該事業体に通知し、適切な助言を行う。また被害者および告発された者にも通知する。
 - ④. 第三者調査機関から調査結果の通知を受けた当該事業体は、助言に従って迅速に対応する。



²⁰ 教会法第 210 条に「それぞれ固有の立場に応じて、聖なる生活、教会の発展及び絶えざる聖化の促進に尽力しなければならない」というキリスト信者の義務が定められています。日本の教会ではガイドラインに沿った対応が各教区に求められており、京都教区は相談窓口とセクハラ防止対策委員会を設置しました。また、既存の人権委員会が対応している教区もあります。

おわりに

神の国のしるし、神の国の道具である教会は、すべての暴力に対して断固

「NO!」という姿勢を示していくことが大切です。

子どもへの性的虐待への対応システムの整備とともに、性被害の予防と早期発見、二次被害の防止は教会の緊急課題です。

教会管理責任者は健全な共同体づくりのために、社会常識に富む信徒たちの意見を反映できるような手だてを考える必要があります。

また、主体的で自立した信仰者となるために、信徒も司祭への依存的な態度をあらため、司祭に対しても率直な意見を述べられるよう²¹、自らの信仰生活を見直すことが重要です。

教会が子どもたちをあらゆる暴力から守り、性的暴力によって傷つけられたすべての人の苦しみに寄り添えるよう、慈しみ深い神に祈り続けてまいりましょう。

* * * * *

²¹ 「聖職者による児童性的虐待への対応」司教のためのガイドラインより引用

〈引用・参考文献〉

- ・ 森田ゆり著「子どもへの性的虐待」 岩波新書 1155
- ・ エレン・バス/ローラ・デイビス共著「生きる勇気と癒す力」 三一書房
- ・ 奥山真紀子/浅井春夫共著「子ども虐待防止マニュアル」 ひとなる書房
- ・ グループ・ウィズネス編
「性暴力を生きる力にかえて～大切な存在であるあなたへ～」 明石書店
 - 第1巻：「親と教師のためのガイド
～子どもの性的行動・きょうだい間の性的虐待～」
 - 第2巻：「小さな女の子・男の子のためのガイド」
 - 第3巻：「10代の少女のためのガイド」
 - 第4巻：「女性のためのガイド」
 - 第5巻：「子どもの頃に性的虐待を受けた人のパートナーのためのガイド」
 - 第6巻：「性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド」

〈関係諸団体〉

- ・ 社会福祉法人カリヨン子どもセンター
<http://www.h7.dion.ne.jp/~carillon/>
- ・ エンパワーメント・センター
<http://www.geocities.jp/empowerment9center/>
- ・ グループ・ウィズネス <http://groupwithness.hp.infoseek.co.jp/>
- ・ NPO 法人レジリエンス <http://www.resilience.jp>
- ・ 特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク
<http://www1.odn.ne.jp/cmpr/>
- ・ St.Luke Institute <http://www.sli.org/>
日本語訳 <http://www.jade.dti.ne.jp/~jpoj/D-LK-index.html>

資 料

1. 司教団メッセージ「子どもの性的虐待に関するメッセージ」
2. 子どもの権利条約（日本ユニセフ協会抄訳）
<http://www.unicef.or.jp/kenri/syouyaku.htm>

[資料1]

子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ

日本の教会の聖職者、修道者、信徒のみなさんへ

最近アメリカでの聖職者による子どもへの性的虐待と、その問題に対する全米司教総会に関する報道がなされています。私たち日本の司教も、このたび2002年度定例司教総会において、この問題に重大な関心を持ち、討議いたしました。

虐待は無防備な子どものからだ、たましいに傷を負わせる恐ろしい犯罪です。とくにそれが、子どもの信頼している人々、つまり、司祭やその子どもの親たちによって犯された場合、とりわけ罪深いものです。教皇ヨハネ・パウロ二世は、「子どもたちに危害を加えるような者には、司祭職や修道生活での居場所はありません」、またそのような者は、「司祭職の恵みを裏切る者である」と明言しておられます。

こうした事態にあって、私たち神の民である信者ひとり一人は、社会においてカトリック教会が真に救いのしるしとなることができるよう、それぞれの司牧と生活の現場で今まで以上に聖なるものとなるように努め、真摯に働かなければならないと思います。

私たち司教は、日本において教会のために働く人々が誠実であり、献身的であると確信しています。しかし、不幸にして日本の教会において聖職者、修道者による子どもへの性的虐待があったことが判明いたしました。私たちはこの点に関してこれまで十分に責任を果たしてこなかったことを反省します。私たち司教は、被害者の方々に対し誠実に対応するとともに、その加害者である聖職者、修道者に対しては厳正に対処いたします。

子どもを保護し、心身ともに成熟した人間に成長させることは、すべての大人の義務です。とりわけ、大人の保護なくしては生きていくすべのない子どもたちを守り、育てていくことは、貧しい人、小さい人々に心を砕かれたイエスの道を生きる教会の使命です。人々の救いのために奉仕するという、この教会本来の使命を忠実に果たすことができるように、日本の教会は今後とも、子ども

もの権利擁護のための活動、また彼らの育成に携わる学校・施設で働く者、および聖職者、修道者の養成に力を注ぎます。

みなさん、すべてのキリスト者とともに傷ついた被害者の方々の悲しみと苦しみを理解し、彼らの癒しと回復のために、いつくしみ深い神に祈り、また、全世界の教会がこの困難な状況を乗り越えるために、神からの恵みと力づけを祈りましょう。

私たち日本の司教は、聖職者、修道者、信徒のみなさんとともに、日本においてこのようなことが起こらないよう、自らを正し、教会の刷新に励んでいきたいと思います。

2002年6月21日

日本カトリック司教協議会

司教一同

[資料2]

●子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳●
<http://www.unicef.or.jp/kenri/syouyaku.htm>

1989年、世界中の子どもたちを守る大きな味方である**子どもの権利条約**ができました。

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。そして子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならないとうたっているのです。日本も1994年にこの条約を批准しました。

1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

子どもの権利条約（日本ユニセフ協会抄訳）

第1条

子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条

差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条

子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条

国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条

親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条

生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条

名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。
子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条

名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条

親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条

他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条

よその国に連れさらられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条

意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を

もっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条

表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利もっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条

思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務もっています。

第15条

結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条

プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条

適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条

子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条

虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条

家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらするなど、国から守ってもらうことができます。

第21条

養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条

難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条

障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

ん。

第24条

健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条

病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条

社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条

生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条

教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条

教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどのぼしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条

少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条

休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条

経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条

麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条

性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条

ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条

あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条

ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条

戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条

犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条

子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

事前に当事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない、視覚障がい者その他の人のために、録音又は拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお、点字による複製は著作権法第37条第1項によりいっさい自由である。

教会が子どもの権利を守るために 性的暴力への対応の手引き

発行日	2009年3月20日
編集	子どもと女性の権利擁護のためのデスク
監修者	松浦悟郎司教
表紙カット	石川治子
発行	カトリック中央協議会社会福音化推進部 〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 TEL 03-5632-4413 E-mail social-concerns@cbcj.catholic.jp

印刷 プリティック・ウィード